

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新宿区長

公表日

令和6年12月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)等の規定に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、保険料の徴収及び収納管理、医療給付等に関する申請・届出の受付等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 1 被保険者に係る申請・届出の受付 2 被保険者資格に係る証書等の交付申請の受付・引渡し並びに返還の受付 3 医療給付等に関する申請・届出の受付、証明書の引渡し 4 葬祭費支給に関する申請・届出の受付 5 保険料の徴収
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3. 団体内統合宛名等システム 4. ホスト連携データベースシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)後期高齢者医療情報ファイル (2)保険料収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 第59項 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表区長の項事務の欄第7号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部高齢者医療担当課
②所属長の役職名	高齢者医療担当課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康部 高齢者医療担当課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宿区健康部高齢者医療担当課 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号 電話番号 03(5273)4562
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基システム照会は、4情報又は住所を含む3情報を照合し、対象者を特定している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業を行う際は複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ID及びパスワードにより、システムへのアクセスが可能な職員は限定されているとともに、作業中断時や離席時にはログアウトし、他者が利用することができないように対策を行っており、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月3日	I－1－② 事務の概要	・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)等の規定に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、保険料の徴収及び収納管理、医療給付等に関する申請・届出の受付等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 1 被保険者に係る申請・届出の受付 2 被保険者証、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請の受付・引渡し並びに返還の受付 3 医療給付等に関する申請・届出の受付、証明書の引渡し 4 保険料の徴収	・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)等の規定に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、保険料の徴収及び収納管理、医療給付等に関する申請・届出の受付等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 1 被保険者に係る申請・届出の受付 2 被保険者証、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請の受付・引渡し並びに返還の受付 3 医療給付等に関する申請・届出の受付、証明書の引渡し 4 葬祭費支給に関する申請・届出の受付 5 保険料の徴収	事前	平成29年7月から開始される情報提供ネットワークシステムによる情報連携に合わせ、後期高齢者医療葬祭費支給事務において個人番号の利用を開始するため。
平成29年7月3日	I－3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第1第59項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第1第59項 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条別表区長の項事務の欄第7号	事前	平成29年7月から開始される情報提供ネットワークシステムによる情報連携に合わせ、後期高齢者医療葬祭費支給事務において個人番号の利用を開始するため。
平成29年7月3日	I－5－② 所属長	高齢者医療担当課長 向 隆志	高齢者医療担当課長 米山 亨	事後	人事異動に係る所属長の変更
平成29年7月3日	表紙 公表日	平成27年6月29日	平成29年7月1日	事前	上記に伴う変更
平成29年8月18日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成29年7月31日時点	事後	定期報告時に変更
平成29年8月18日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成29年7月31日時点	事後	定期報告時に変更
平成30年7月17日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月31日時点	平成30年4月30日時点	事後	定期報告時に変更
平成30年7月17日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月31日時点	平成30年4月30日時点	事後	定期報告時に変更
平成31年4月1日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	－	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	－	自己点検	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	－	十分に行っている	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢者医療担当課長 米山 亨	高齢者医療担当課長	事後	
令和3年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和4年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和6年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年12月2日	I ー1ー② 事務の概要	・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)等の規定に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、保険料の徴収及び収納管理、医療給付等に関する申請・届出の受付等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 1 被保険者に係る申請・届出の受付 2 被保険者証、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請の受付・引渡し並びに返還の受付 3 医療給付等に関する申請・届出の受付、証明書の引渡し 4 葬祭費支給に関する申請・届出の受付 5 保険料の徴収	・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)等の規定に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、保険料の徴収及び収納管理、医療給付等に関する申請・届出の受付等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 1 被保険者に係る申請・届出の受付 2 被保険者資格に係る証書等の交付申請の受付・引渡し並びに返還の受付 3 医療給付等に関する申請・届出の受付、証明書の引渡し 4 葬祭費支給に関する申請・届出の受付 5 保険料の徴収	事後	
令和6年12月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年12月2日	事後	
令和6年12月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年12月2日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月2日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 (判断の根拠)	-	十分である (マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基システム照会は、4情報又は住所を含む3情報を照合し、対象者を特定している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業を行う際は複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。)	事後	様式変更に伴う記載事項追加
令和6年12月2日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う記載事項追加
令和6年12月2日	IV リスク対策 当該対策は十分か【再掲】 (判断根拠)	-	十分である (ID及びパスワードにより、システムへのアクセスが可能な職員は限定されているとともに、作業中断時や離席時にはログアウトし、他者が利用することができないように対策を行っており、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。)	事後	様式変更に伴う記載事項追加